

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	10	円	
当期税額	11	円	
税額基準	12	円	
基準割	13	円	
額の調整	14	円	0.35
計	15	円	
当期税額控除可能額 (9)と(15)のうち少ない金額)	16	円	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の②」)	17	円	
法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18	円	

別表六(七) 平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

別表六（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。
 なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「税額控除割合の計算」及び「税額基準割合の調整」の各欄は、当期が平成29年4月1日から平成31

年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載します。

- 4 「中小企業者等税額控除限度額⁹」は、
 $(4) \times ((8) \text{又は} 0.12)$

当期（平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度に限ります。）が措置法第42条の4第8項第4号に規定する設立事業年度である場合には、「8」又はを消します。

- 5 「当期税額基準額¹⁵」は、
 $(10) \times (0.25, (0.25 + (13)) \text{又は} (14))$

別表六（九）「10」に金額の記載がある場合には、「(0.25 + (13)) 又は (14)」を消します。

中 小 企 業 者 の 判 定								
発行済株式又は出資の総数又は総額	a			大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額	
常時使用する従業員の数	b			人等の保有する細	1	g		
大規模等の法人保有の株式	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c					h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%				i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e					j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%			計 (g) + (h) + (i) + (j)	k	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんので、御注意ください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p>								